

町総合発展計画・国土利用計画策定支援業務

プロポーザル募集要領

1 業務の目的

町総合発展計画及び 町国土利用計画が、平成27年度に目標年次を迎えることから、平成28年度以降の 町のまちづくりの指針となる 町総合発展計画及び 町国土利用計画を策定する必要がある。この新計画の策定にあたり、必要な調査及び策定作業を専門機関に委託し、作業の効率的な進行を図る。

2 業務内容

別に定める「仕様書」による。

3 業務費上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 プロポーザルの事務手順

(1) 指名業者への通知

このプロポーザルへ参加させる者には、事前に文書で「プロポーザル参加指名通知書」を送付します。その際に、募集要領・仕様書等を併せて送付します。

(2) 現場説明会

現場説明会は実施しません。

(3) 質問の受付

指定した期間内に E-mail にて送信してください。持参による質問や電話による問い合わせには一切応じませんのでご了承願います。

(5) 質問事項への回答

(4)において提出された質問事項を全て取りまとめて、回答書を E-mail にて送信します。

(6) 提出書類の提出

下記の書類を7部、担当課まで郵送又は持参すること。

①企画案提案書（東日本大震災からの復興のまちづくりをテーマに、「町民と共に力をあわせ、新しい時代にふさわしい行財政運営を図る内容」と「2 業務内容」により記載する。）

②工程表（業務内容毎に整理したもの）

③見積書（業務内容別積算書内訳を添付）

④業務体制（総括責任者及び担当者の業務経歴・保有資格等）

⑤業務実績（過去5年間の長期総合計画等の実施年度、名称、概要、委託元等）

⑥事業所案内（企業規模、経営状況及び業務実績のわかるもの）

(7) ヒアリング

次のとおりヒアリングを実施します。(ヒアリングに参加されない場合は辞退したものとします。)

	注意事項
日時及び場所	平成26年1月27日(月) 午後1時30分～午後4時30分頃
ヒアリング時間	30分以内
ヒアリング内容	・提出した企画内容の説明(約20分) ・企画書に対する質疑応答(約10分)
出席者	2名以内
ヒアリング出席者の条件	契約の相手方となった場合、業務の責任者となる予定の者

(8) 委託先の選定

提出書類等を総合的に審査し選定します。また、審査は別途設置する選考委員会が行い、審査内容については、公開しないものとし、審査結果は選定後文書で通知します。

(9) 契約の締結

プロポーザル審査結果に基づき、町は選定業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結します。

※スケジュール

番号	項目	期限等
1	指名業者への通知	12月26日(木)
2	現場説明会	
3	質問事項の受付	1月15日(水) 午前9時まで
4	質問事項の回答	1月16日(木) 午前9時まで
5	提出書類の提出	1月22日(水) 午後5時まで
6	ヒアリング	1月27日(月) ※時間場所は別途通知
7	委託先の選定	1月28日(火)
8	契約の締結	1月31日(金)

5 留意事項

- ・プロポーザルの作成及び提出ならびにヒアリングに係る費用として、1社あたり30,000円を支払います。
- ・企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とします。
- ・提出された企画提案書は返却しないものとします。
- ・選考の結果については異議の申し立ては認めません。

担当課

町総合発展計画・国土利用計画策定支援業務仕様書

1 業務の目的

町総合発展計画及び町国土利用計画が、平成27年度に目標年次を迎えることから、平成28年度以降の町のまちづくりの指針となる町総合発展計画及び町国土利用計画を策定する必要がある。この新計画の策定にあたり、必要な調査及び策定作業を専門機関に委託し、作業の効率的な進行を図る。

2 委託期間

契約締結の日から平成28年3月31日（金）まで

3 策定期間

平成25年度から平成27年度において策定する。

4 計画の構成と期間

総合発展計画は、「基本構想」及び「基本計画」並びに「実施計画」で構成し、それぞれの計画期間は以下のとおりとする。

(1) 基本構想

町の行政活動の基本的な方針を定め、町の目指す将来像及び政策の大綱を示すもの。計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

基本構想に定めた将来像の実現に向けて、具体的な施策・事業を体系化した、総合的かつ計画的な町政運営指針を示すもの。計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を前期基本計画、平成33年度から平成37年度までの5年間を後期基本計画とする。

(3) 実施計画

基本構想、基本計画に基づきこれからのまちづくりの実現に向けて今後実施する主要な事業の実施年度、事業費等を具体化し効率的な行政運営を図るための計画とする。計画期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とする。

(4) 国土利用計画

国土利用計画法に基づき、町の区域における土地の利用に関して必要な事項を定め、総合的、計画的な利用を図るための指針とする。計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

5 総合発展計画策定の業務内容

(1) 基礎調査（現況調査）

町の現況及び特色を把握し、問題点及び課題抽出のための基礎資料とする。

① 広域的条件の整理

高齢化、情報化、国際化、産業構造の転換等の社会潮流をはじめとする、将来に向けての社会的

状況変動要因や広域における社会・経済上の位置づけ等を明らかにし、町をとりまく社会的・広域的条件を整理・把握する。

②関連計画の把握

「 県総合計画」、「 の将来ビジョン」等をはじめとする上位計画に加え、 町に係る各種関連計画などを整理する。

③地域構造・特色の分析

現況の 町の持つ特色や抱えている問題点・課題を抽出し整理する。

- a.社会構造・社会環境分析
- b.経済構造分析
- c.土地利用・都市基盤・生活基盤
- d.その他

(2) 町民意向調査

総合発展計画、国土利用計画を広く民意を反映された計画とするため、幅広く町民意向調査を実施してとりまとめる。

①意向調査票の設計

長期総合発展計画及び国土利用計画の両計画策定のため参考となるよう、地域の現況、町民の期待する施策、土地利用上の問題点と今後のあり方及び互理町の望ましい将来像などに関する設問を設計する。

なお、今後の行政評価の具体的指針を導き出すための調査であることに留意して調査票を設計する。

②調査票の印刷・配布・回収等

- ・調査対象者 全町民から約 2,000 人程度を無作為に抽出する。
- ・配布、回収 上記①に基づき作成した調査票を配布（原則 町の封筒を使用する。）し、一定期間（1 週間程度）を置いた後回収する。なお、配布、回収については、町が実施する。

③集計・解析

回収した調査票の内容を集計・解析する。とりまとめにあたっては、設問ごとの単純集計を行うほか、年代別、地域別等のクロス集計を行って傾向を分析するとともに、施策体系（行政目標の検討）と整合できるよう整理する。

(3) 施策実施状況調査

- ・ 町で現在進行中、あるいは計画中の施策に対する実施状況について各課にヒアリングし、具体的な動向及び意見等を聴取してとりまとめる。
- ・ヒアリングは委託業者が立会い町が行うものとし、ヒアリング資料の作成は委託業者が行う。

(4) 主要課題の整理

前項までの検討結果に基づいて、総合発展計画（基本構想・基本計画）に係る計画課題を整理する。

(5) 将来フレームの設定

①目標年次における主要指標の予測・推計を行い、将来フレームとして設定する。

- ・人口フレーム 総人口 年齢階層別人口

- ・産業フレーム 産業別就業者数

②プロジェクト等によって予測される人口増等がある場合はこれを考慮する。

(6) まちづくり理念の検討

新たな総合発展計画におけるまちづくりの考え方の基本となる理念の検討を行う。

(7) 行政目標（施策体系と成果指標）の検討

以下の事項について、施策の体系を検討するとともに、目指す成果についての成果指標を検討する。

- ・都市基盤整備
- ・生活環境整備
- ・産業基盤整備
- ・社会、文化環境整備…等

(8) 基本構想（素案）及び基本計画（骨子案）の作成

以上の結果を踏まえて、基本構想（素案）及び基本計画（骨子案）を作成する。

(9) 会議等支援

基本構想及び基本計画の検討に係る会議等（各課等で構成される「企画調整会議」、町民代表で構成される「総合発展計画審議会」）の運営を支援する。

会議の結果について、議事録を作成するとともに、計画策定に反映できるよう意見を集約し取りまとめる。

また、東日本大震災からの復興事業を重点的に業務遂行しているため、各課の策定作業等については、事務の効率化を図り、職員の負担軽減に努めるものとする。

(10) 基本構想（案）及び基本計画（案）等の作成

- ・庁内関連各課調整を経て、基本構想（案）をとりまとめる。
- ・基本構想を具体化するため、施策体系に基づき、基本計画骨子案の肉づけを行って基本計画（案）、実施計画（案）をとりまとめる。

また、概要版の作成も併せて行うものとする。

6 国土利用計画策定の業務内容

(1) 基礎調査

①土地利用区分別現況調査

土地利用について、各種台帳・資料などから利用区分ごとの現況面積及び推移を調査する。

a.農用地（農地、採草放牧地）

b.森林

c.原野

d.水面

e.河川

f.水路

g.道路

h.宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）

i.その他の現況把握（土地利用現況図の作成）

②土地条件調査

地形等土地の自然条件、土地所有形態・各種法指定等の社会的条件、および歴史的・文化的条件（遺跡・文化財等）、災害履歴等について調査する。

③土地利用転換等の実態調査

農地転用調書等により、土地利用転換などの実態・推移（過去10年間程度）を調査把握する。

④社会・経済の現況等調査

国勢調査、農林業センサス等の統計資料などを基に、人口（年齢階層別人口、労働力人口、世帯数等）、産業（産業別生産額、産業別就業人口等）、交通（交通量、交通施設状況等）等の社会・経済状況を把握する。

⑤各種計画の把握

各種土地利用計画、広域市町村圏計画、民間の開発計画、上下水道、下水道の整備計画等の把握。

(2) 町民意向の把握

計画の策定にあたっては、町民の土地利用に関する意識も参考とするため、町民意向調査の資料等により町民意向の把握を行う。（今回は長期総合発展計画と供用する）

(3) 土地利用の分析

基礎調査結果等に基づき、土地利用の問題点を明らかにするとともに、保全の必要性、将来の土地利用の可能性について検討する。

(4) 将来フレームの検討

基礎調査結果等をもとに、目標年次における人口、産業及び土地需要等の将来フレームを検討する。なお、人口・産業フレームについては、総合発展計画における目標値と整合をとることとし、また、土地需要フレームについては今後の開発計画等による土地利用転換予測資料等から検討するものとする。

(5) 計画案の作成及び調整

基礎調査結果及び将来フレームの検討結果等をもとに、計画素案を作成するとともに、参考資料集及び参考図（土地利用現況図、土地利用構想図）を作成・編集するものとする。また、この計画素案につ

いて、必要に応じて 県等関係機関と協議調整を行い、計画案をとりまとめるものとする。

①計画素案の作成

・庁内関係各課の意見を聴取し、十分な調整を図るとともに、県の担当課とも十分な協議・調整を行いながら作成する。

・なお、この段階で地目転換マトリックス（開発、造成についての詳細な事項の積み重ねによる、将来の土地利用区分の把握）、土地利用構想図、参考資料等を作成し、県協議の資料として使用する。

②県等関係行政機関との調整

計画の実効性を確保するために、具体的な数字等を持って関係行政機関と十分な調整を行う。もし、未調整のまま計画に目標値を盛り込む場合は、実効性の確保の観点から引き続き調整に努めていくこととする。

③計画案の作成

県等からの指摘・修正事項を整理し、これに対する庁内の意見調整を行い、それらをまとめて作成したうえで、再度、県等と協議を行う。

④計画策定

議会の議決を経て県知事へ報告するとともに、その計画要旨を公表して計画策定を完了する。

⑤策定会議の開催について

各作業の区切り、区切りの段階において、策定会議による検討を行う。今回は、総合発展計画策定委員会の場で会議することとする。

7 その他の業務内容

総合発展計画の策定に併せ、第5次行政改革大綱及び協働のまちづくり計画の見直しを行う。

8 成果品

- | | | |
|----------------------------|-----|--|
| (1) 総合発展計画に係る基礎調査報告書 | | 3部及び電子データ |
| (2) 総合発展計画書（基本構想、基本計画） | A4版 | 500部及び電子データ
（150頁程度、2色刷、巻頭12頁カラー印刷） |
| (3) 総合発展計画の概要版 | | 500部及び電子データ |
| (4) 総合発展計画及び概要版（ホームページ掲載用） | | 電子データ |
| (5) 実施計画 | A4版 | 500部及び電子データ
（150頁程度） |
| (6) 国土利用計画 | A4版 | 300部及び電子データ
（35頁程度） |
| (7) 第5次行政改革大綱及び協働のまちづくり計画 | | 3部及び電子データ |

※成果品の納品場所は 町役場とする。